

医療と介護が一体となり、地域全体で患者さんを支えます

地域医療介護情報ネットワークシステム 「スワンネット北海道」のご案内



スワンネット北海道

公益社団法人室蘭市医師会
スワンネット北海道運営委員会

2018年4月より開始しました。参加は無料です。詳しくは窓口まで！

地域医療介護情報ネットワークシステム「スワンネット北海道」

あなたの健康のために、ぜひご参加ください！

☆「スワンネット北海道」って何をするもの？

西胆振地域の病院・医科歯科診療所・薬局・介護事業所等で
住民の皆さんの医療・保健情報を共有することで
より安全で質の高い医療・介護・健康サービスを提供できるようにします

☆参加するとどんなメリットがあるの？

別の医療機関等での治療や薬の状況を説明する手間が少なくなります



自分の医療情報・薬・体質に関する情報が共有されるため、救急搬送されたときにも安心です



情報が共有されるため、他の施設での検査や薬の重複が少なくなります



万が一の災害の際にも、情報を残す事ができ、治療や介護を継続しやすくなります



☆「スワンネット北海道」に参加するには

①参加申込書に記入する

参加規約の内容を確認し、本人もしくは代理人の署名をお願いします。

※申込書は病院・診療所等のネットワーク参加施設で入手できます

②参加申込書を提出する

病院・診療所等のネットワーク参加施設に直接ご提出をお願いします

登録完了

参加にあたって、こんな不安や疑問はありませんか？



？

大丈夫？

お答えします



私の個人情報が漏れないか心配です。

「スワンネット北海道」では、国が定めるガイドラインにのっとり、強固なセキュリティ対策を行っています。また、ネットワークに参加している施設にも厳格な規約やルールが決められており、これらを遵守することが義務づけられています。

「スワンネット北海道」でどんな情報がやりとりされるの？

「スワンネット北海道」では、氏名・性別・生年月日・住所などの情報やこれまでの診療・薬の内容・検査結果など医療・介護のサービスに必要な情報を扱います。

誰かが勝手に私の個人情報を見ないか心配です。

医師・歯科医師だけではなく、必要に応じて薬剤師・看護師・介護職員等、ネットワークに参加している施設の職員も情報を参照する場合があります。ただし、内容に応じて参照できる情報や機能に制限が設けられているほか、本来の目的外で利用することは厳しく禁じています。

参加をやめたくなったら、いつでも「スワンネット北海道」への参加をとりやめられますか？

参加者はいつでも「スワンネット北海道」の参加をとりやめられます。参加をとりやめるにあたって、参加者が不利益をこうむることはありません。

「スワンネット北海道」は、誰が運営しているの？

「スワンネット北海道」は、室蘭市医師会が、胆振西部医師会・室蘭歯科医師会・北海道薬剤師会室蘭支部・室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町の協力のもとに運営しています。

➡ 参加には申込書の提出が必要となります。



スワンネット北海道

お問合せ先：公益社団法人室蘭市医師会

スワンネット北海道運営委員会 事務局

(問合せ受付時間：9：00～16：00 ※土日・祝日除く)

〒050-0083 北海道室蘭市東町4丁目20-6 室蘭登別保健センター 1F

電話：0143-45-4393

地域医療介護情報ネットワークシステム「スワンネット北海道」住民参加規約兼個人情報取扱規約

公益社団法人室蘭市医師会は、地域医療介護情報ネットワークシステム「スワンネット北海道」によって、住民の皆さまにより安心・安全な医療・介護・健康サービスを提供することを目指しています。「スワンネット北海道」の運用のためには、参加される住民の皆さまの健康・医療・介護に関する個人情報を共有・利用させていただくことが必要です。住民の皆さまと確かな信頼関係を築き上げ、安心して「スワンネット北海道」に参加していただくために、次のとおり参加にあたってご理解いただく必要のある項目をお示するとともに、次の項目を順守することをお約束します。

第1章 総則	
(目的)	
第1条 本規約は、公益社団法人室蘭市医師会 スワンネット北海道運営委員会が構築する地域医療介護情報ネットワークシステム「スワンネット北海道」の利用について必要な事項を定めるものです。	
(用語の定義)	
第2条 本規約における用語の定義を、以下に定めます。	

用語	説明
当運営委員会	西胆振地域（室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町をいいます。以下同じ。）の医療施設・介護施設等で構成される団体である「公益社団法人室蘭市医師会 スワンネット北海道運営委員会」をいいます。
「当ネット」	当運営委員会が構築・管理・運営する、参加住民の医療・介護・健康に関する情報を共有する地域医療介護情報ネットワーク「スワンネット北海道」をいいます。これにより住民の皆さまに、より安心・安全な医療・介護・健康サービスを提供します。
住民	居住・勤労する等によって西胆振地域において主に活動する住民をいいます。参加登録時点での医療・介護・健康サービスの利用の有無は問いません。
施設	医療・介護・健康サービスを提供する医療施設、介護施設、健診機関等をいいます。
参加	住民が、「参加申込書」により「当ネット」における個人情報の共有・利用に同意し、参加を申し込み、当運営委員会が利用者として登録した場合をいいます。
利用者	「当ネット」に参加している住民をいいます。
参加施設	「当ネット」において、利用者の個人情報を共有し、より安心・安全な医療・介護・健康サービスを提供するために利用者の個人情報を利用する施設をいいます。
事務局	「当ネット」の管理・運営を担う、当運営委員会内に設けられた機関をいいます。
参加受付窓口	参加施設等、「当ネット」への「参加申込書」等の提出を受け付ける窓口をいいます。
個人情報	個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する、「個人情報」をいいます。具体的には、氏名、性別、生年月日、住所、診療・薬の内容、検査結果など、医療・介護・健康サービスの提供に必要な情報です。

(当ネットへの参加)

第3条 住民が「当ネット」に参加しようとするときは、本規約に基づき、参加の手続きを行っていただくことが必要です。当運営委員会では、「当ネット」に参加した住民の方の個人情報を参加施設で共有させていただき、より安心・安全な医療・介護・健康サービスの提供に努めます。

第2章 参加

(参加申込)

第4条 「当ネット」に参加するには、本規約の内容をご承諾いただき、当運営委員会所定の「参加申込書」に必要事項を記入し、参加受付窓口または事務局まで提出してください。

2 申込者が「参加申込書」を参加受付窓口または事務局に提出したことをもって、当運営委員会は申込者が本規約の内容を承諾の上、「当ネット」の参加施設における個人情報の共有・利用に同意したものと取り扱います。

(参加申込の有効性)

第5条 「参加申込書」は、当運営委員会所定の「参加申込書」に申込者本人が署名したもののみを有効とし、それ以外の用紙や申込者本人の署名がないものは受け付けできません。ただし、次に定める事由の場合には、申込者の代理人による署名が必要となります。

(1) 申込者本人が未成年の場合、親権者、保護者、未成年後見人等の一般的に署名の代理に妥当性があると思われる代理人による署名が必要となります。

(2) 次に掲げる場合、家族（内縁含む）、保護者、後見人・補佐人等、一般的に署名の代理に妥当性があると思われるものを代理人の署名が必要となります。ただし、当運営委員会の判断によって代理人と認めないことがあります。

- ・申込者本人が被後見人、被補佐人である場合
- ・申込者本人が精神的、身体的理由により、自署が困難な場合
- ・その他、申込者本人の意思確認が一時的もしくは恒久的に困難である場合

2 申込者本人が前項(1)・(2)の場合で、一般的に署名の代理に妥当性があると思われる代理人による署名が困難であり、適切な医療・介護・健康サービスの提供上やむを得ない場合、申込者本人が利用する参加施設の管理者を代理人として認めます。この場合、「参加申込書」への代理人の署名・捺印が必要となります。

(参加申込内容変更)

第6条 利用者は、「参加申込書」に記載した登録の内容に変更が生じた場合は、当運営委員会所定の「参加申込内容変更届」に必要事項を記入し、参加受付窓口または事務局までご提出ください。

(当ネット参加の取りやめ等)

第7条 利用者は、「当ネット」への参加を取りやめる場合には、当運営委員会所定の「住民同意撤回書」に必要事項を記入し、参加受付窓口または事務局までご提出ください。

2 当運営委員会における参加取りやめの事務手続きが完了した時点で、当該利用者の個人情報は「当ネット」から削除され、参加施設における利用者情報の共有・利用が終了します。

3 利用者が参加を取りやめた場合、そのことを理由に、医療・介護・健康サービス上の不利益を被ることはありません。

4 当運営委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者の当ネット参加を取り消すことができるものとします。

(1) 利用者が当運営委員会や参加施設で定める諸規程又は本規約に重大な違反をしたとき

(2) その他当運営委員会が参加の取消しが合理的に妥当であると認めたとき

(参加の期間)

第8条 参加の期間は、当運営委員会において、「参加申込書」を受け付けて登録したときから、「住民同意撤回書」が提出されるまで、または参加が取り消されるまでの期間、継続されます。

第3章 個人情報の取扱い

(個人情報の利用目的)

第9条 利用者の個人情報は、より安心・安全な医療・介護・健康サービスを提供するため、「当ネット」により参加施設において共有し、医療・介護・健康サービスの提供に必要な範囲で利用します。当運営委員会および、参加施設は、それ以外の目的には利用者の個人情報を利用いたしません。

(取得する個人情報)

第10条 当運営委員会は、次に定める個人情報を取得します。

第11条 取得した利用者の個人情報は、「当ネット」の供用開始時点から将来にわたり、参加施設に開示されます。参加施設は、本規約に定める個人情報の取扱いに関する義務と同様の義務を負います。

2 利用者の個人情報は、当運営委員会の職員・参加施設の職員・運用保守サービス提供事業者のみが利用目的の範囲で取り扱います。

3 当運営委員会は、前項の職員、事業者に対し、本規約に定める個人情報の取扱いに関する義務と同様の義務を課します。

(個人情報の開示範囲および取扱者の限定)

第12条 「当ネット」の運営上、当運営委員会が必要と判断した場合、運用保守サービス提供事業者に個人情報の取扱いの一部を委託します。

2 個人情報の取扱いの一部を委託する場合、当運営委員会は当該情報の安全管理が図られるよう、委託先を厳正に調査・選定し、必要かつ適切な監督を行います。また、運用保守サービス提供事業者は運用保守サービス提供の目的の範囲でのみ、個人情報を利用します。

(個人情報の保護)

第13条 当運営委員会および参加施設の職員は、個人情報保護に関する法令等を順守し、利用者の個人情報を本規約第9条に定める目的以外に利用しません。また、利用者の個人情報の漏洩を防止し、その取扱いに十分な注意を払うものとします。

(個人情報の第三者への提供)

第14条 「当ネット」で取り扱う個人情報の第三者への開示は、業務の委託先を除いて、原則として行いません。ただし、次に定める事由のいずれかに該当する場合、第三者へ開示できるものとします。

- ・利用者本人の同意がある場合
- ・利用者本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益の保護のために必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難な場合
- ・法令に基づく場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難な場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

2 当運営委員会は、「当ネット」が取り扱う医療・介護・健康に関する情報を匿名化し、個人を特定できないように加工した上で、当運営委員会、第三者、または当運営委員会と第三者が共同して行う公的な研究・調査等に二次利用する場合があります。

(取得した個人情報の位置付け)

第15条 「当ネット」で取扱う健康・医療・介護に関する情報は、診断等の基となる正規情報ではありません。正規情報は各施設の保有する情報であり、「当ネット」で取扱う情報は「施設から複製として提供された参考情報」と位置付けます。そのため、当運営委員会、参加施設、運用・保守サービス提供事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面においても保証しません。

(自己情報の開示等の請求)

第16条 利用者は、「当ネット」で取り扱う自己の個人情報の開示、訂正および利用停止などを求めることができます。開示等の請求を希望される場合、問い合わせ窓口に問合せの上、お知らせする手続きをお願いします。

2 利用者から開示等の請求があった場合、請求された方が利用者本人であることを確認するための書類の提示や提出をお願いする場合があります。

3 参加施設から「当ネット」へ提供された診断・処方・検査結果等の医療・介護・健康に関する個人情報に関して、当運営委員会はこちらの開示等の権限を有しません。これらの開示等については、診断・処方・検査等を行った参加施設へご相談ください。

第4章 雑則

(免責事項)

第17条 当運営委員会・参加施設・運用保守サービス提供事業者は、利用者が「当ネット」に参加したこと、または参加できなかったことにより発生した損害および第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 当運営委員会・参加施設・運用保守サービス提供事業者は、「当ネット」の停止・中止等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

(管轄裁判所)

第18条 「当ネット」の参加に関して利用者と当運営委員会の間に生ずるすべての紛争については、当運営委員会の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規約の変更)

第19条 当運営委員会は、必要があると認めるときは、利用者への個別通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 当運営委員会は、本規約を変更するときは、WEB上で事前に変更内容を公表します。なお、利用者が参加を継続される限り、変更後の規約に同意されたものとみなします。

(問い合わせ窓口及び苦情解決の申し出先)

第20条 問い合わせ及び苦情は、以下で受けけます。

公益社団法人室蘭市医師会 スワンネット北海道運営委員会 事務局
〒050-0083 北海道室蘭市東町4丁目20-6 室蘭登別保健センター 1F

附則

1 本規約は、平成29年7月1日から適用します。